

平成30年度特別養護老人ホーム施設整備事業者募集要領

1 募集の趣旨

本市では、いちほら高齢者福祉共生プラン(2018年度～2020年度)に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めております。

この募集は、特別養護老人ホームを整備し、2020年度に開設する事業者を募集するものです。

2 募集の内容

(1) 募集圏域

圏域名	備考
市内全域	特別養護老人ホームの施設整備に際し、土地利用に関する法令等で、建設用地として問題がないか事前に確認すること。

(2) 施設の概要

種類	条件	定員等
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	創設 1施設	定員100人 ユニット型を基本とし、ユニット型施設とユニット型施設以外の施設の併設も可とする

(3) 併設事業所の整備について(事業者による任意整備)

種類	条件	定員等
【併設】 老人短期入所施設	創設する際に併設するもの	定員：任意 ユニット型とする
【併設】 その他併設可能なサービス	創設する際に併設するもの	定員：任意

その他の居宅サービス等の併設も可としますが、老人短期入所施設並びに小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設する場合は評価します。ただし、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の併設については次の①、②の圏域に限定します。(「日常生活圏域図」18ページを参照)

① 看護小規模多機能型居宅介護

併設整備が可能な日常生活圏域

姉崎、青葉台、有秋、市原北、五井西、五井南、辰巳台、三和、市津、南総北
南総西、南総東、加茂

② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

併設整備が可能な日常生活圏域

姉崎、青葉台、有秋、市原東、市原西、五井西、五井南、五井東、国分寺台、辰巳台、市津、ちはら台、南総北、南総西、南総東、加茂

(4) 整備年度について

2019年度～

(5) 開設時期について

2020年度中

3 募集条件について

(1) 応募資格

ア 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人または新たに社会福祉法人の設立を予定している者であること。

イ 介護保険法第86条第2項の各号の規定に該当しないこと。また、併設して他のサービスを計画する場合は、同法第70条第2項、第78条の2第4項、第79条第2項、第115条の2第2項、第115条の12第2項各号に該当しないこと。

ウ 法人及び代表者が市原市税を滞納していないこと。

エ 役員等が、市原市暴力団排除条例（平成23年市原市条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び第9条に規定する暴力団密接関係者でないこと。

オ 応募法人（運営法人）自らが開設し指定を受けるものであること。

(2) 整備資金について

建設時の資金、施設開所後の運転資金（年間事業費の12分の3相当）等について、実効性のある資金計画を立ててください。また、原則寄付金等の自己資金が確保された余裕のある計画としてください。

【参考：市補助金】

区 分	基 準 単 価
特別養護老人ホーム	定員1人当たり 634,000円
【併設】 老人短期入所施設	定員1人当たり 200,000円 (ただし10人を上限)

(注) 土地代金、備品購入費は、補助対象経費の対象外です。

市内の社会福祉法人に対し、「市原市老人福祉施設整備費補助金交付要綱」に基づく補助事業とする予定ですが、本公募の段階では、2019年度予算が未確定のため、市補助金の交付を確約するものではありません。整備資金を計画する際は、御注意願います。また、市補助金交付後に対象施設の目的外利用を行う場合には補助金の返還を行っていただくことがありますので注意してください。

【参考：県補助金】（2018年度の場合）

区 分	基 準 単 価
特別養護老人ホーム	定員1人当たり 4,500,000円
【併設】 老人短期入所施設	定員1人当たり 800,000円 (ただし10人を上限)

(注) 土地代金、備品購入費は、補助対象経費の対象外です。

市補助金と同様に、現段階では補助金の交付を確約するものではありません。

整備資金を計画する際は、注意してください。

(3) 土地について

- ① 建設用地については、原則として社会福祉法人の所有とすること。ただし、次に定める要件を満たす場合に限り、民間から建設用地の貸与を受けることができます。
ア 貸与を受ける土地には、あらかじめ抵当権等の権利が設定されていないこと。
イ 特別養護老人ホーム等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつこれを登記すること。
- ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づいて指定された土砂災害警戒区域・特別警戒区域でないこと。
- ③ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づいて指定された農用地区域でないこと。
- ④ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づき指定された生産緑地地区でないこと。
- ⑤ 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき指定された工業専用地域でないこと。
- ⑥ 千葉県特別工業地区建築規制条例（昭和40年千葉県条例第38号）第2条の規定により指定された区域（特別工業地区）でないこと。
- ⑦ 千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年千葉県条例第1号）の整備基準に適合すること。
- ⑧ 関係する各種法令や条例、要綱等により開発や土地利用等が制限されている場合は、許認可等により2019年度中に本体工事を着工し、2020年度に特別養護老人ホームの事業を開始できる土地として利用が可能なこと。
- ⑨ 駐車場は利用者家族用の他、従業者用等施設運営に必要な台数分のスペースを必ず確保すること。
- ⑩ 廃棄物の最終処分場周辺である場合は、原則として最終処分場の敷地境界から当該建設用地の敷地境界まで100m以上の距離があること。
- ⑪ 幅員6m以上の公道または進入路が幹線道路に至るまでの間、確実に確保されていることとし、また、緊急車両等が容易に進入できる幅員が確保されていること。
- ⑫ 他の介護施設の立地状況を確認の上、市内の施設立地状況のバランスが図られるよう、十分に検討をすること。

(4) 建物・設備について

- ① 建物については、法人の自己所有とし、原則平屋または2階建とすること。ただし、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第67号）に定められた要件を満たす場合に限り、3階以上の階を設けることができます。
- ② 公募内容に示す定員等に沿った建物の整備を実施すること。
- ③ 開設後の事業所運営を円滑に行えるよう、建設予定地に接する土地所有者をはじめ、地域住民等に対して、事前に説明会等を開催し、十分な理解や協力が得られるよう努めること。なお、地域住民等への説明にあたっては、整備事業者として選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある旨を必ず伝えること。

(5) 基準等の遵守

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第70号）」

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年千葉県規則第31号）」

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第67号）」

このほか、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法、千葉県条例等の関係法令を遵守し、千葉県が発行する最新の「老人福祉施設建設の手引き」に従ったものであること。

4 公募手続きの流れ

(1) 「平成30年度特別養護老人ホーム施設整備事業者の募集に関する事前協議申出書（以下「事前協議申出書」という。）」の提出

本募集に応募を希望する事業者は、「事前協議申出書の提出について」（11ページ）を参照の上、代表者または施設長予定者が高齢者支援課窓口へ持参し提出してください。（要予約）なお、整備予定地は1法人につき1箇所のみとさせていただきます。

① 受付期間

2018年10月15日（月）から2018年10月31日（水）まで

受付時間 9時から17時まで

（日時厳守。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。）

② 提出書類

・「事前協議申出書の提出について」（11ページ）を参照

・提出書類のPDFデータ（CD-R等）

※添付書類については原本の写しでかまいません。

③ 提出部数

正本1部、CD-R等1枚（「9 提出書類の体裁」9ページを参照）

④ 提出先

市原市 保健福祉部 高齢者支援課 管理係

電話：0436-22-1111（代表） 内線：5232

(2) 関係部局と協議が必要な事項の通知

「事前協議申出書」の提出後、本市の関係部局と更に協議が必要と認められる場合には手続きや問題点をお知らせいたしますので、関係部局と協議を行ったうえで、その対応策について「関係各部課との協議内容報告書」（別紙第10号様式）を応募申込時に提出してください。

(3) 「平成30年度特別養護老人ホーム施設整備事業者応募申込書（以下「応募申込書」という。）」の提出

「事前協議申出書」の提出を行った事業者は、「応募申込書の提出について」（13ページ）を参照の上、代表者または施設長予定者が高齢者支援課窓口へ持参し提出してください。（要予約）なお、提出内容について、必ず、事前に高齢者支援課担当により確認（要予約）を受けてください。

① 受付期間

「事前協議申出書」の提出のあった方に文書にて通知します。
（日時厳守。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

② 提出書類

- ・「応募申込書の提出について」（13ページ）を参照
- ・提出書類のPDFデータ（CD-R等）

※御提出いただいた「事前協議申出書」の内容によって、応募者に担当課が指定した書類を別途添付いただく場合があります。

③ 提出部数

正本1部、副本17部、CD-R等1枚（「9 提出書類の体裁」9ページを参照）

④ 提出先

市原市 保健福祉部 高齢者支援課 管理係
電話：0436-22-1111（代表） 内線：5232

⑤ 注意事項

応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することができません。また、応募申込書提出後の書類の修正、変更等はできません。

(4) 選定方法について

① 整備事業者の決定方法

- ・整備事業者は、「市原市社会福祉法人の施設整備等に関する審査会」で審査選考し、市長が決定します。
- ・審査は、書類審査、現場調査及びヒアリングを行い、総合的に評価・審査します。
- ・審査の結果、整備事業者なしとする場合があります。
- ・応募がなかったときまたは整備事業者が決定しなかったときは、後日改めて募集を行う場合があります。

② 選定手順

「市原市社会福祉法人の施設整備等に関する審査会」での審査内容
書類審査→現場調査→ヒアリング
応募申込書・添付書類の内容その他について、ヒアリングを行います。

③ 審査項目及び審査の観点

「審査項目及び審査の観点」（16ページ）のとおり

④ 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募事業者に文書で通知します。

⑤ 審査結果の公表

決定した整備事業者名及び事業の内容は、市のウェブページで公開します。

5 失格となる場合

下記事由について理由なく市の指導に基づいた修正を行わない、または市長が相当と認めた場合は失格とすることがあります。

- ① 整備計画が省令及び条例で定められた人員、設備及び運営の基準に適合していないことが明らかな場合。
- ② 整備の計画が、下記例示のように著しく不十分で実現性が低いと判断される場合。
 - ・ 資金計画が正しい積算根拠に基づいているとはいえず、事業費についても妥当であるとはいえない。
 - ・ 融資を必要とする資金計画であるが、応募申込時に金融機関から融資を受けられることが分かる書面が添付できない。
 - ・ 整備予定地の確保が可能なことを証明する書類のすべてが添付されていない。
 - ・ その他整備スケジュールが合理的といえず開設が見込めない場合。
- ③ 農地転用、開発許可等、建設に必要な許認可を受けることができる見込みがない場合。
- ④ 排水について、水利権者と事前に同意が取れない場合。
- ⑤ 関係部署・機関との協議状況が「不十分である」または指摘事項への対応策が「妥当でない」と判断される場合。
- ⑥ 応募の採否の働きかけを行う等の目的で事業者またはその関係者が市の職員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合。
- ⑦ 同一法人が複数の「事前協議申出書」を提出した場合。

6 取消となる場合

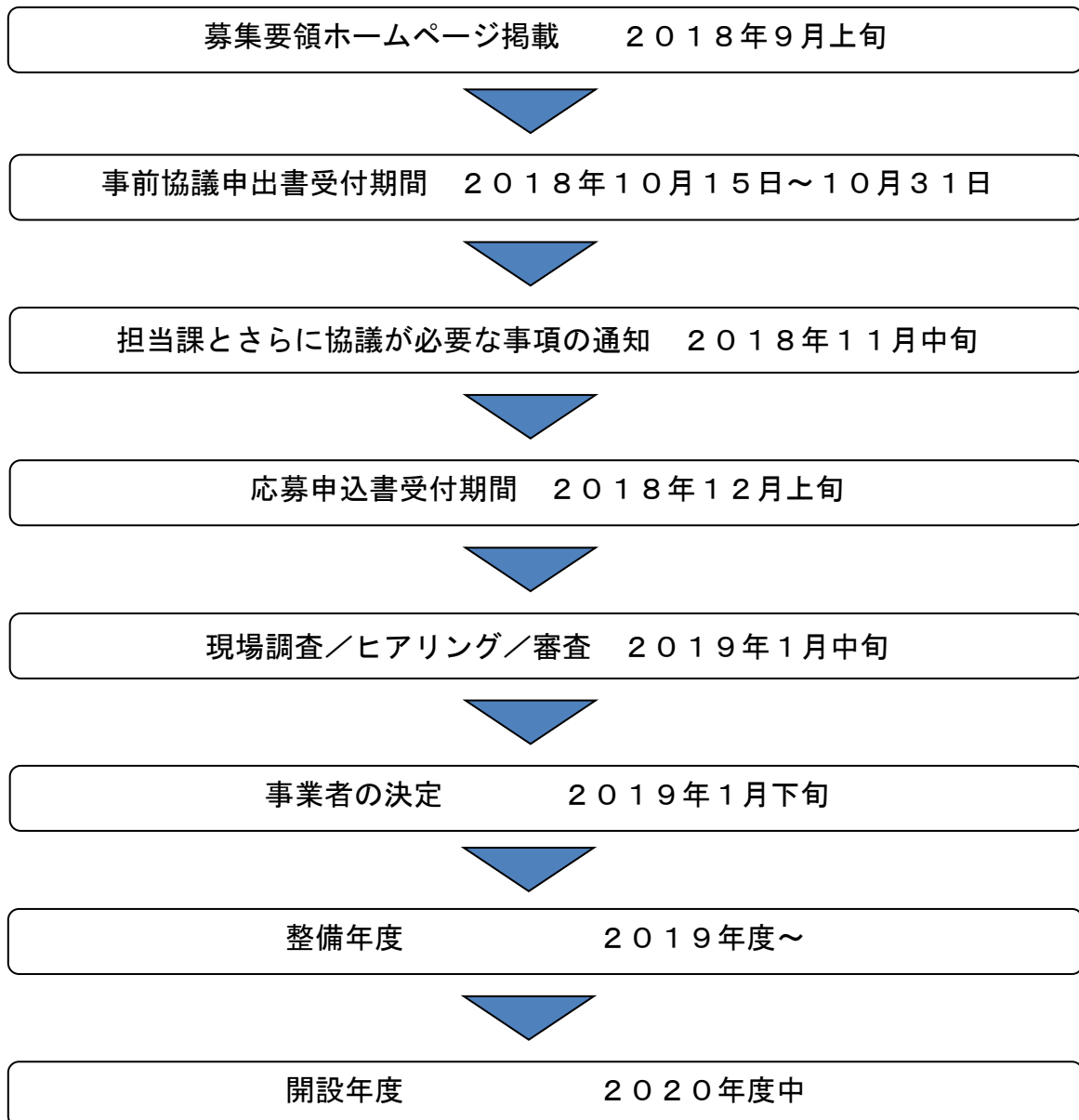
- ① 重要事項（整備予定地、定員、階数、資金贈与者、資金計画等）を市の承諾なく変更した場合。
- ② 下記例示のように整備が著しく困難になった場合。
 - ・ 建設用地について、各種法令や条例、要綱等により開発や土地利用等による制限に関して、必要な許認可が当初示されたスケジュールどおりに受けられない。
 - ・ 建設用地の取得が困難になり、開設が見込めない。
 - ・ 整備に係る資金の融資が受けられず、整備の続行ができない。
 - ・ 建設工事に関する契約締結が当初示されたスケジュールどおりにできない。
- ③ 応募条件等を満たさなくなった場合。
- ④ 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリングにおいて虚偽の説明等を行ったことが判明した場合。

- ⑤ 新設法人の場合は法人設立に必要な許認可が受けられない場合。
- ⑥ 重大な法令違反が発生・発覚した場合。
- ⑦ その他、市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合。

7 その他留意事項

- ① 事業者の選定に当たっては、提出された書類、ヒアリング内容を基に評価を行います。書類作成時には、「審査項目及び審査の観点」（16ページ）を確認の上、漏れのないように記載してください。
- ② 千葉県へ設計図面や敷地等の事前相談を必ず行ってください。
- ③ 独立行政法人福祉医療機構から融資を受ける場合は、事前に融資相談を行ってください。
- ④ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑤ 書類等の提出に要する費用は、応募者に御負担いただきます。
- ⑥ 「事前協議申出書」及び「応募申込書」提出後の書類の修正・変更等はできません。（ただし、市からの指示により行う場合を除きます。）
- ⑦ 提出された個人情報については、整備事業者の選定の目的のみに利用し、他の目的には利用しませんが、応募書類などについて、個人情報を除くものについては法令又は条例に基づき公開する場合があります。
- ⑧ ヒアリング（2019年1月中旬予定）の日時等については、募集期間の終了後個別に通知します。
- ⑨ 市の審査を通過した場合でも、必ずしも千葉県において特別養護老人ホームの設置認可及び指定介護老人福祉施設の指定がされるものではありません。その場合、市はいかなる責任も負いませんのであらかじめ御了承ください。
- ⑩ 応募状況等の問い合わせには一切お答えできません。
- ⑪ 保健福祉部、担当課、その他関連する部署への御挨拶は一切お断りします。

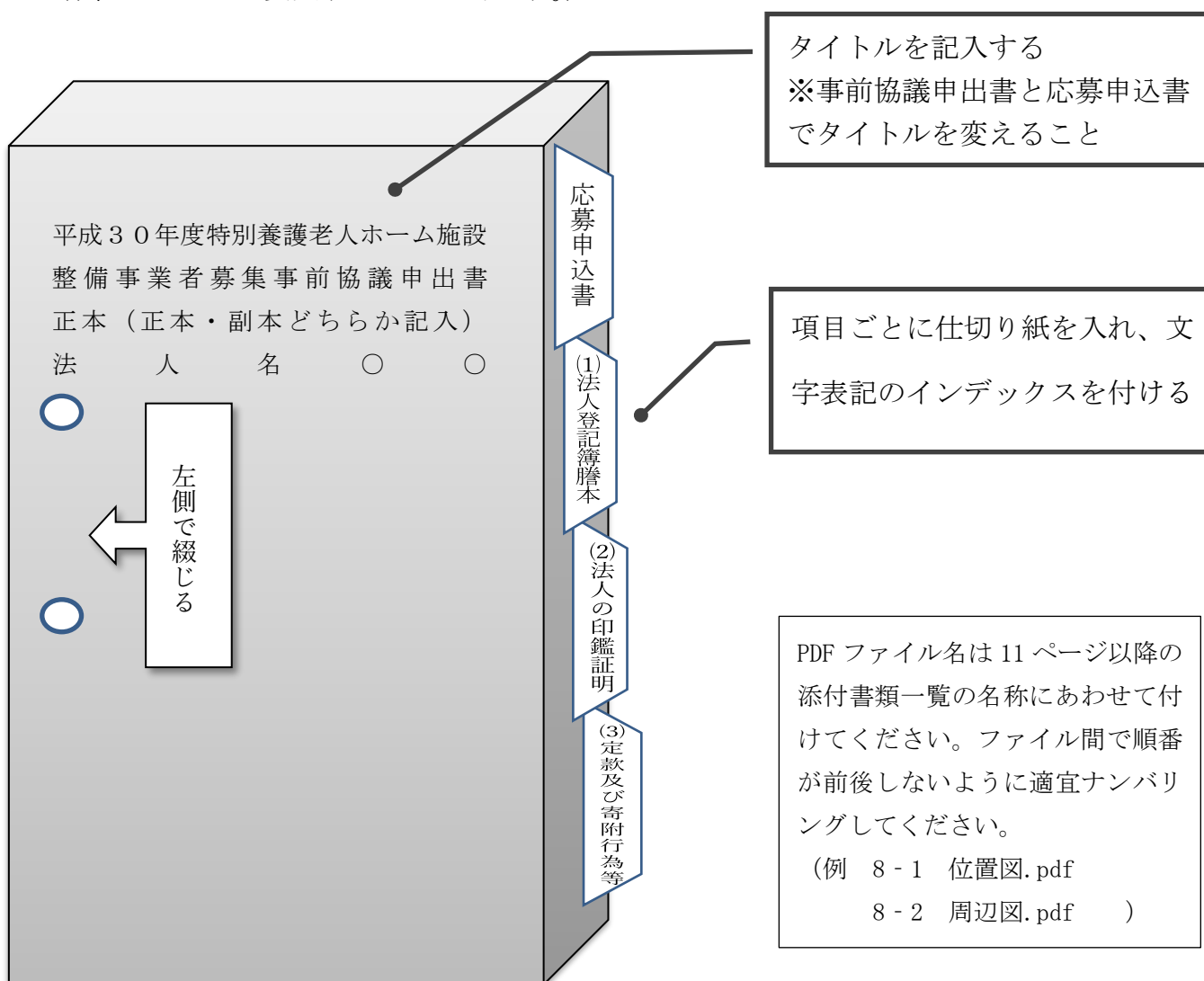
8 スケジュール（予定）



9 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、必ず以下のとおり整えてください。

- ① 全体にページを付け、目次を付けてください。
- ② 大項目ごとに仕切り紙を入れ、提出書類の項目名インデックスを付け、全体をバインダー等で綴ってください。
- ③ バインダーの表紙には、「平成30年度特別養護老人ホーム施設整備事業者募集事前協議申出書」または「平成30年度特別養護老人ホーム施設整備事業者応募申込書」、「正本」か「副本」、法人名を記入してください。また、同様にバインダーの背表紙にも記載してください。
- ④ 書類は原則としてA4サイズとし、図面でA3サイズの場合はZ折りしてください。
- ⑤ 文字の大きさは明朝体12ポイントを基準としてください。(表題や強調等のため書体、ポイントを変更することは可です。)



※体裁が適切でない申込書は受付しませんので、御了承ください。

10 質問について

応募に関するお問合せは、FAX又はEメールにて2018年10月15日（月）から2018年10月26日（金）までにお願ひします。FAX又はEメールの送信後は送信した旨を電話にて御連絡ください。

なお、口頭・電話でのお問合せには回答いたしませんので御了承ください。

また、募集要領に記載のある内容、選考基準の内容、国の基準・条例等で定められた内容については回答いたしません。

市原市 保健福祉部 高齢者支援課 管理係

FAX：0436-24-7135

Eメール：koureisha@city.ichihara.lg.jp

事前協議申出書の提出について

事前協議申出書（別紙第 1 号様式）と下記添付書類を提出してください。

添付書類一覧	様式等
(1) 法人登記簿謄本（登記事項証明書） 事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもの	
(2) 法人の印鑑証明 事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもの	
(3) 定款及び寄附行為等 事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもの	
(4) 事業スケジュール 開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事、人員等に係る日程表	
(5) 事業概要 事業概要調書	別紙第 2 号様式
(6) 土地・建物に関する事項 ①位置図【1 万分の 1 程度】 ②周辺図【1500 分の 1 程度】 ③現地写真（現況、排水先、接続する道路等がわかる写真） ④土地登記事項証明書 （事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもの） ⑤公図の写し（事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもので申請地と隣接地がわかるもの） ⑥敷地求積図 ⑦現況図 ⑧土地利用計画図（敷地の利用計画、及び建物の配置のわかるもの） ⑨給排水計画図 ※以下の書類は可能であれば添付してください。 ・建物平面図（併設する施設等がある場合は、介護老人福祉施設に供する部分ができるように図示すること。100 分の 1 程度） ・立面図（4 方向） ・設置予定の火災予防設備等（火災警報器、消火器具、自動火災報知設備、スプリンクラー等）	

<p>(7) 埋蔵文化財の包蔵地でないことを示す書類</p> <p>※埋蔵文化財については、埋蔵文化財の包蔵地でないこと（市教育委員会発行の文書）の写し、または、2019年度の整備に支障がないことが確認できる書類（例：千葉県教育委員会発行の「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について（通知）」の写しであってその内容が「慎重工事」または「工事立会」を示すもの）を添付すること。</p>	
<p>(8) 整備に関する説明が必要な関係者のわかる書類</p> <p>当計画に際し影響を与える住民及び町会であり説明が必要な範囲等がわかる図面</p> <p>※ 公図や要約書を基に応募予定地と隣接地権者がわかるように作成してください。</p>	
<p>(9) 原本証明</p> <p>添付した書類が原本と相違ない旨証明した書面</p>	<p>参考様式1</p>

提出書類は、原則としてA4サイズで作成してください。（図面についてはA3サイズ可）
 事前協議申出書の添付書類は原本のコピーでかまいません。

○新たに社会福祉法人の設立を予定している者の添付書類留意事項

- ・(1)と(3)は提出の必要がありません。
- ・(2)は代表者の印鑑証明を用意してください。また、使用する印鑑はすべて代表者の印で統一してください。

応募申込書の提出について

応募申込書（別紙第3号様式）と下記添付書類を提出してください。

添付書類一覧	様式等
(1) 法人登記簿謄本（登記事項証明書） 応募申込日前3か月以内に発行された最新のもの	
(2) 法人の印鑑証明 応募申込日前3か月以内に発行された最新のもの	
(3) 定款及び寄附行為等 応募申込日前3か月以内に発行された最新のもの	
(4) 決算書 直近3年間の決算書類（既設法人のみ）	
(5) 事業者概要 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業経歴・実績 ② 事業者の基本的事項 <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書、役員等名簿（住所・氏名・生年月日） ・組織図 ③ 事業者の概要（パンフレットでも可） ④ 現在運営している介護保険サービス等がある場合、その資料等 <ul style="list-style-type: none"> ・運営形態、事業内容、規模（定員等）、特色 ・事業所の敷地面積、床面積 ⑤ 略歴書等 <ul style="list-style-type: none"> ・代表者略歴書 ・施設長（予定者）の略歴及び任命理由書 ・施設長予定者が現在他の介護保険施設等に勤務している場合は開設までに応募法人に勤務する旨の誓約書 ⑥ 市原市市民課で発行する完納証明書 （2018年11月1日以降に発行された最新のもの） ※原本を添付してください 	別紙第4号様式 別紙第5号様式 別紙第6号様式
(6) 理念・基本方針等について <ul style="list-style-type: none"> ① 応募動機、運営理念等について ② 安全・安心・衛生対策について ③ 職員の人材確保・育成について ④ 地域との連携及び交流等の方法について ⑤ 利用者の保護について 	別紙第7号様式

<p>(7) 事業スケジュール 開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事、人員等に係る日程表</p>	
<p>(8) 事業概要 ① 事業概要調書 ② 人員の配置・確保計画書</p>	<p>別紙第2号様式 参考様式2</p>
<p>(9) 土地・建物に関する事項 ① 位置図【1万分の1程度】 ② 周辺図【1500分の1程度】 ③ 現地写真（現況、排水先、接続する道路等がわかる写真） ④ 土地登記事項証明書 （応募申込日前3か月以内に発行された最新のもの） ⑤ 公図の写し（申請地と隣接地がわかるもの） （応募申込日前3か月以内に発行された最新のもの） ⑥ 敷地求積図 ⑦ 現況図 ⑧ 土地利用計画図（敷地の利用計画及び建物の配置のわかるもの） ⑨ 給排水計画図 ⑩ 建物平面図【100分の1程度】 （併設する施設等がある場合は、介護老人福祉施設に供する部分 がわかるように図示すること） ⑪ 面積表（部屋ごとに基準で面積が定められている室については、 内法面積、建築面積（芯芯面積）を2段書きすること。それ以外 の室は建築面積を記載する。） ⑫ 立面図（4方向） ⑬ 設置予定の火災予防設備等（火災警報器、消火器具、自動火災報 知設備、スプリンクラー等） ⑭ 取得予定の場合は土地所有者との間で締結した土地売買合意書 等の写し、借地の場合は所有者との借地契約書の写しまたは借 地に関する合意書等の写し ⑮ 建物登記事項証明書（既存の建物を利用する場合） （応募申込日前3か月以内に発行された最新のもの）</p>	
<p>(10) 資金計画書 ① 資金計画書 ② 施設の建設にかかる金額のわかる書類 （設計業者による見積書等） ③ 開設にあたって必要となる備品等にかかる金額のわかる書類 （資金計画書に記載のある項目に金額の根拠がわかる書類）</p>	<p>別紙第8号様式</p>

<p>④ 事業運営収支計画（事業開始後 3 年間の計画） ※併設事業がある場合、その事業分の事業運営収支計画も必要となります。</p> <p>⑤ 資金の確保がわかる書類 （自己資金については残高証明書、借入金については金融機関の融資確約書、融資予定書等）</p> <p>⑥ 市原市平成 30 年度特別養護老人ホーム施設公募に係る福祉医療機構融資限度額調査票【該当する場合のみ】 ・独立行政法人福祉医療機構福祉貸付資金借入申込書【該当する場合のみ】</p>	別紙第 9 号様式
<p>(11) 関係部署・機関との協議内容 ・関係各部課との協議内容報告書 ※協議事項ごとに関係各課からの指摘事項、それに対する対応策、スケジュール、添付書類を添付順に記載してください。また、事前協議申出書の内容について担当課から指摘があった書類について添付してください。</p>	別紙第 10 号様式
<p>(12) 整備に関する説明が必要な関係者のわかる書類</p> <p>① 隣接地地権者、地元町会、周辺住民への説明の内容についての調書</p> <p>② 建設予定地と隣接地の関係のわかるもの</p> <p>③ 当計画に際し影響を与える住民及び町会であり説明が必要な範囲等がわかる図面・日影図等</p>	別紙第 11 号様式 別紙第 12 号様式 別紙第 13 号様式
<p>(13) 医療機関との協力体制 協力病院との協定書等</p>	
<p>(14) 原本証明 添付した書類が原本と相違ない旨証明した書面</p>	参考様式 1

提出書類は、原則として A 4 サイズで作成してください。（図面については A 3 サイズ可）

○新たに社会福祉法人の設立を予定している者の添付書類留意事項

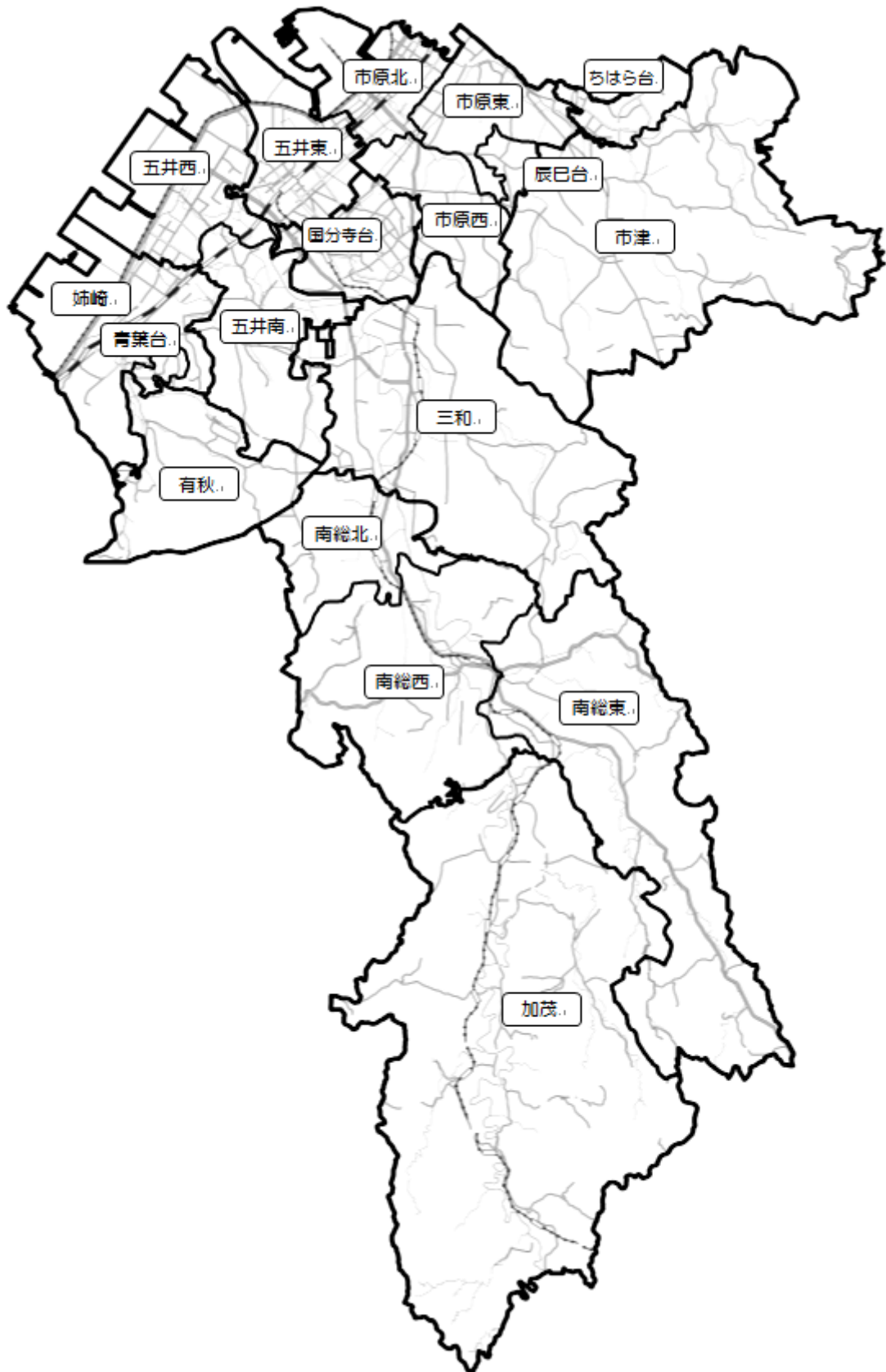
- ・(1)と(3)は提出の必要がありません。
- ・(2)は代表者の印鑑証明を用意してください。また、使用する印鑑はすべて代表者の印で統一してください。
- ・「(5) 事業者概要」は母体の法人があれば母体の法人の行う事業の内容、また、法人代表、役員に関わる部分については設立準備委員会の内容で作成してください。また、「⑥ 市原市税の完納証明」は代表者のもののみを用意してください。

審査項目及び審査の観点

審査項目	審査の観点
(1) 基本的な考え方について	
①応募動機、運営理念等について	<p>下記事項が具体的に示されており、共感できる内容であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 応募の動機について ● 運営理念について ● 運営に対する熱意について ● 本市の高齢者施策に対する考え方について
②安全・安心・衛生対策について	<p>下記事項が具体的に示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症対策について ● 自然災害対策について ● 火災対策について ● 防犯対策について ● 事故防止対策について ● 高齢者虐待を防ぐための方策について
③職員の人材確保・育成について	<p>下記事項が具体的に示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人材を確保するための方策について ● 職員に対する研修等の育成方針について ● 職員の定着率向上のための取り組みについて
④地域との連携及び交流等の方法について	<p>下記事項が具体的に示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民や町会との連携及び交流について ● ボランティア団体との連携及び交流について ● 他の介護保険・福祉サービス及び医療との連携について ● 市が実施する事業との連携について ● 幅広い世代との交流及び取り組みについて
⑤利用者の保護について	<p>下記事項が具体的に示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者のケアに対する独自の取り組みについて ● 利用者家族等への情報提供や情報公開について ● 苦情処理体制の整備に関する取り組みについて ● 個人情報保護に関する取り組みについて ● 事業所における事故発生時等の対応について
(2) 法人の内容に関する事項について	
①代表者について	<p>代表者について介護保険施設・事業所、老人福祉施設、保健医療機関等の経営者若しくは従業者等として携わった経験を有しているか。</p>

②施設長（予定者）について	施設長（予定者）が、特別養護老人ホームの施設長として適格な者と認められるか。 また、介護保険施設等の施設長の経験を有しているか。
（３）資金計画等に関する事項について	
①資金調達について	事業所の整備や運営に係る資金が自己資金で確保されているか。 借入を行う場合、借入金確保される見込みがあるか。
②事業費の適正な計上について	事業所の整備に係る費用、運営に係る費用等の資金計画が、詳細な積算根拠を示され適正に計上されているか。
（４）土地に関する事項について	
①早期事業着手の確実性（関係法令との整合性）について	用地の開発、造成及び施設建設にあたっては、開発許可等、必要な許認可が得られ、2019年度中に本体工事が着工でき、2020年度に開設できる土地として見込めるか。
②用地の確保について	建設用地を所有しているか、所有すると認められるか。 賃貸借を行う場合は賃貸借について地権者が承諾していると認められるか。
（５）地元住民等関係者に対する説明について	
①隣接地地権者への説明について	隣接地地権者に対して説明を行っているか。
②周辺住民・町会への説明について	町会長及び周辺住民に対して説明を行っているか。
（６）現場調査について	
①建設予定地の立地・環境について	利便性の良い土地であるか。 入居者の生活環境として良好であるか。
（７）建物について	
①施設の形態について	施設の形態がユニット型施設か。
（８）併設施設について	
①老人短期入所施設の併設について	老人短期入所施設が併設施設として整備されているか。
②地域密着型サービス事業所の併設について	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が併設事業所として整備されているか。

日常生活圏域図



■ 日常生活圏域（大字別の表）

圏域名	大字
姉崎	姉崎、姉崎東1～3丁目、姉崎西1～3丁目、椎津、畑木、今津朝山、白塚、柏原、姉崎海岸、千種1～4丁目
青葉台	青葉台1～8丁目
有秋	椎津、片又木、迎田、不入斗、豊成、立野、深城、有秋台東1～3丁目、有秋台西1～2丁目、天羽田、桜台1～4丁目、泉台1～5丁目、椎の木台1～2丁目
市原北	八幡、八幡浦1～2丁目、旭五所、東五所、西五所、五所、八幡海岸通、八幡北町1～3丁目、八幡石塚1～2丁目
市原東	山木、菊間、大厩、古市場、草刈、若宮1～7丁目、中西町、茂呂町
市原西	西野谷、市原、門前、郡本、山田橋、藤井、能満、郡本1～6丁目、門前1～2丁目、藤井1～4丁目
五井西	千種海岸、五井南海岸、青柳、松ヶ島、岩崎、玉前、出津、飯沼、五井西1～7丁目、青柳北1～4丁目、岩崎西1丁目、岩崎1～2丁目、玉前西1～3丁目、玉前緑地、出津西1丁目、松ヶ島西1丁目、松ヶ島1～2丁目、青柳緑地、松ヶ島緑地、青柳1～3丁目、千種5～7丁目
五井南	島野、野毛、廿五里、町田、海保、今富、引田、神代、十五沢、小折、西野、柳原
五井東	五井海岸、岩野見、平田、五井、五井東1～3丁目、五井中央東1～2丁目、五井中央西1～3丁目、五井金杉1～4丁目、君塚、君塚1～5丁目、白金町1～6丁目、更級1～5丁目
国分寺台	村上、西広、惣社、加茂、根田、北国分寺台1～5丁目、西国分寺台1～2丁目、加茂1～2丁目、根田1～4丁目、惣社1～5丁目、諏訪1～2丁目、西広1～6丁目、南国分寺台1～5丁目、東国分寺台1～5丁目、国分寺台中央1～7丁目、山田橋1～3丁目
辰巳台	辰巳台東1～5丁目、辰巳台西1～5丁目
三和	海士有木、相川、大坪、山倉、福増、松崎、磯ヶ谷、山田、二日市場、土宇、櫃狭、新堀、武士、川在、新巻、大桶、権現堂、糸久、新生、浅井小向、安須、高坂、分目、宮原、光風台1～5丁目
市津	金剛地、奈良、古都辺、東国吉、高倉、瀬又、中野、高田、押沼、番場、永吉、潤井戸、うるいど南1～7丁目、下野、久々津、喜多、滝口、大作、葉木、犬成、勝間、小田部、荻作、神崎、山之郷飛地、板倉
ちはら台	ちはら台東1～9丁目、ちはら台西1～6丁目、ちはら台南1～6丁目
南総北	上原、馬立、上高根、中高根、風戸
南総西	栢橋、南岩崎、寺谷、牛久、奉免、妙香、中、佐是、西国吉、皆吉、金沢、大蔵、藪、岩
南総東	石川、米沢、真ヶ谷、安久谷、原田、江子田、奥野、堀越、宿、島田、市場、水沢、鶴舞、田尾、池和田、矢田、下矢田、山小川、平蔵、米原、小草畑
加茂	高滝、養老、本郷、大和田、久保、外部田、駒込、山口、不入、古敷谷、小谷田、吉沢、新井、飯給、大戸、平野、万田野、柿木台、徳氏、田淵、田淵旧日竹、月出、大久保、石塚、菅野、月崎、国本、柳川、折津、石神、朝生原、戸面